

◇大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限に関する規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和7年2月26日）から施行することにしました。

（計画調整局建築指導部建築企画課）